

＜基本財産処分承認申請にかかる提出書類一覧＞

○・・・原則として提出が必要なもの      △・・・該当する書類がある場合に提出が必要なもの

No.	提出書類	不動産の売却等	建物の取り壊し	現預金等の取り崩し	備考
1	基本財産処分承認申請書	○	○	○	2部
2	理事会議事録(写)及び議案書・議案資料(写)(※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に係る部分及び評議員会の招集に係る部分のみで可
3	評議員会議事録(写)及び議案書・議案資料(写)(※3)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に係る部分のみで可
4	財産目録	○	○	○	処分前のもの
5	不動産登記簿謄本	○	○	-	原本
6	残高証明書	-	-	○	原本
7	不動産の価格評価書	○	-	-	市町村、銀行発行の評価書または不動産鑑定書等
8	売買価格等を証する書類	○	-	-	売買(交換)仮契約書(写)または買取り確約書(写)等
9	売却金等の用途計画書	○	-	○	
10	図面(平面図・配置図)	○	○	-	平面図・配置図(処分物件を色分けすること)
11	その他県が必要と認める資料	△	△	△	

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

- (※1) 提出書類のうち(写)とあるものについては、原本証明が必要になります。  
また、上記は通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。
- (※2) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の写しの提出が必要です(全て原本証明が必要)。

《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。